令和８年11月

狛江市議会第４回定例会提出議案

東京都狛江市

提　出　議　案

		ページ
1	議案第41号　令和８年度狛江市一般会計補正予算（第４号）	-3-
2	議案第42号　令和８年度狛江市下水道事業会計補正予算（第１号）	-30-
3	議案第43号　狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	-51-
4	議案第44号　狛江市職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例	-54-
5	議案第45号　狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例	-70-
6	議案第46号　狛江市体育施設条例の一部を改正する条例	-71-
7	議案第47号　狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	-77-
8	議案第48号　狛江市文化財保護条例の一部を改正する条例	-83-
9	議案第49号　狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入契約について	-85-
10	議案第50号　道路の路線変更について	-86-

議案第 41 号

令和８年度狛江市一般会計補正予算（第４号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第４１号別紙

令　和　８　年　度

狛　江　市　一　般　会　計　補　正　予　算（第４号）

令和８年度狛江市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度狛江市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１３７，１９４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１，４２８，１７５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第二表　債務負担行為補正」による。

令和 ８ 年 １１ 月 ２６ 日 提出

狛 江 市 長

松　原　　俊　雄

第一表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額(千円)	補　正　額(千円)	計　　(千円)
１．市　　税		14,336,483	89,142	14,425,625
	１．市　民　税	8,278,743	89,142	8,367,885
15. 国　庫　支　出　金		7,398,544	1,180	7,399,724
	２．国　庫　補　助　金	1,343,570	1,180	1,344,750
16. 都　支　出　金		7,129,399	16,052	7,145,451
	２．都　補　助　金	4,977,807	16,052	4,993,859
21. 諸　収　入		416,392	30,820	447,212
	５．雑　入	342,677	30,820	373,497
歳　入　合　計		41,290,981	137,194	41,428,175

歳　出

款	項	補正前の額(千円)	補　正　額(千円)	計　(千円)
1．議会費		334,515	2,403	336,918
	1．議会費	334,515	2,403	336,918
2．総務費		4,848,097	32,400	4,880,497
	1．総務管理費	4,021,421	22,315	4,043,736
	2．徴税費	442,332	7,180	449,512
	3．戸籍住民基本台帳費	276,126	3,055	279,181
	4．選挙費	77,267	△1,450	75,817
	6．監査委員費	26,512	1,300	27,812
3．民生費		19,881,550	36,644	19,918,194
	1．社会福祉費	7,209,638	6,565	7,216,203
	2．児童福祉費	9,815,703	33,979	9,849,682
	3．生活保護費	2,856,209	△3,900	2,852,309
4．衛生費		2,938,444	△21,970	2,916,474
	1．保健衛生費	1,189,248	△22,070	1,167,178
	2．清掃費	1,749,196	100	1,749,296
6．農業費		57,342	△8,300	49,042
	1．農業費	57,342	△8,300	49,042
7．商工費		234,413	△2,300	232,113
	1．商工費	234,413	△2,300	232,113
8．土木費		2,862,556	38,893	2,901,449
	1．土木管理費	162,148	6,250	168,398
	3．河川費	14,337	8,690	23,027
	4．都市計画費	2,393,672	23,953	2,417,625
9．消防費		1,317,001	28,191	1,345,192
	1．消防費	1,317,001	28,191	1,345,192
10．教育費		6,986,054	15,877	7,001,931
	1．教育総務費	788,710	7,130	795,840
	2．小学校費	1,079,713	930	1,080,643
	3．中学校費	673,443	3,867	677,310
	5．社会教育費	2,354,002	1,700	2,355,702
	6．保健体育費	1,563,811	2,250	1,566,061
11．公債費		1,589,259	15,356	1,604,615
	1．公債費	1,589,259	15,356	1,604,615
歳出合計		41,290,981	137,194	41,428,175

第二表　債務負担行為補正

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
学校徴収金システム環境設定業務			令和９年度	令和９年度に実施する学校徴収金システム環境設定業務に関する契約額
市議会議員選挙準備業務			令和９年度	１９，２００千円
保育園給食調理業務			令和９年度	２５，８７７千円
水防訓練会場設営業務			令和９年度	５，９８４千円
ティーンズルーム運営業務			令和９年度	４，８７５千円

狛　江　市　一　般　会　計　補　正　予　算（第４号）

歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

1．総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1．市税	14,336,483	89,142	14,425,625
15. 国庫支出金	7,398,544	1,180	7,399,724
16. 都支出金	7,129,399	16,052	7,145,451
21. 諸収入	416,392	30,820	447,212
歳入合計	41,290,981	137,194	41,428,175

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1．議会費	334,515	2,403	336,918	0	0	0	0	2,403
2．総務費	4,848,097	32,400	4,880,497	805	0	0	0	31,595
3．民生費	19,881,550	36,644	19,918,194	375	16,052	0	0	20,217
4．衛生費	2,938,444	△21,970	2,916,474	0	0	0	0	△21,970
6．農業費	57,342	△8,300	49,042	0	0	0	0	△8,300
7．商工費	234,413	△2,300	232,113	0	0	0	0	△2,300
8．土木費	2,862,556	38,893	2,901,449	0	0	0	1,246	37,647
9．消防費	1,317,001	28,191	1,345,192	0	0	0	0	28,191
10. 教育費	6,986,054	15,877	7,001,931	0	0	0	0	15,877
11. 公債費	1,589,259	15,356	1,604,615	0	0	0	0	15,356
歳出合計	41,290,981	137,194	41,428,175	1,180	16,052	0	1,246	118,716

２．歳　入

（款）　１．市税

（項）　１．市民税

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
１．個　人	7,912,952	89,142	8,002,094	１．現年課税分	89,142	２．所得割
計	8,278,743	89,142	8,367,885			

（款）　15. 国庫支出金

（項）　２．国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
１．総務費国庫補助金	245,430	805	246,235	１．総務管理費補助金	805	１．個人番号カード関連事務費等補助金
２．民生費国庫補助金	472,941	375	473,316	１．社会福祉費補助金	375	８．生活困窮者自立支援の機能強化事業補助金
計	1,343,570	1,180	1,344,750			

（款）　16. 都支出金

（項）　２．都補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
３．衛生費都補助金	115,785	16,052	131,837	１．保健衛生費補助金	16,052	６．区市町村在宅療養推進事業補助金
計	4,977,807	16,052	4,993,859			

（款）　21. 諸収入

（項）　５．雑入

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
１．雑　入	342,677	30,820	373,497	６．雑　入	30,820	７．雑入　1,246 ９．多摩川衛生組合負担金清算金　29,574
計	342,677	30,820	373,497			

3．歳　出

（款）　1．議会費

（項）　1．議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．議会費	334,515	2,403	336,918					2,403				
								1,130	2．給料	500	1．人件費	1,130
									3．職員手当等	2,103	〔職員課〕	
									4．共済費	△200	給料	500
											一般職給	
											職員手当等	830
											共済費	△200
								1,273			2．議会関係費	1,273
											〔議会事務局〕	
											職員手当等	1,273
計	334,515	2,403	336,918					2,403				

（款）　2．総務費

（項）　1．総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．一般管理費	1,899,534	22,315	1,921,849					22,315				
								10,000	1．報酬	1,000	1．人件費	10,000
									3．職員手当等	19,000	〔職員課〕	
									4．共済費	△9,000	職員手当等	19,000
									18．負担金、補助及び交付金	11,315	共済費	△9,000
								12,315			8．職員管理費	12,315
											〔職員課〕	
											報酬	1,000
											一般事務報酬	
											負担金、補助及び交付金	11,315

											市町村職員退職手当組合負担金
計	4,021,421	22,315	4,043,736					22,315			

（項）　２．徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．税務総務費	269,794	7,180	276,974					7,180				
								7,180	２．給料	3,000	１．人件費	7,180
									３．職員手当等	5,180	〔職員課〕	
									４．共済費	△1,000	給料	3,000
											一般職給	
											職員手当等	5,180
											共済費	△1,000
計	442,332	7,180	449,512					7,180				

（項）　３．戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．戸籍住民基本台帳費	275,534	3,055	278,589	805				2,250				
								2,250	２．給料	1,200	１．人件費	2,250
									３．職員手当等	1,050	〔職員課〕	
									12．委託料	13	給料	1,200
									13．使用料及び賃借料	24	一般職給	
											職員手当等	1,050
									17．備品購入費	768		
				805							６．個人番号カード交付事業	805
											〔市民課〕	
											委託料	13
											券面記載プリンタ保守委託	
											使用料及び賃借料	24
											マイナンバーカードオンライン申請補助端末使用料	

（款）　2．総務費　（項）　3．戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1．											備品購入費　768 券面記載プリンタ
計	276,126	3,055	279,181	805				2,250			

（項）　4．選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1．選挙管理委員会費	34,910	△1,450	33,460					△1,450			
								△1,450	2．給料	△650	1．人件費　△1,450
									3．職員手当等	△500	〔職員課〕
									4．共済費	△300	給料　△650
											一般職給
											職員手当等　△500
											共済費　△300
計	77,267	△1,450	75,817					△1,450			

（項）　6．監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1．監査委員費	26,512	1,300	27,812					1,300			
								1,300	2．給料	300	1．人件費　1,300
									3．職員手当等	1,150	〔職員課〕
									4．共済費	△150	給料　300
											一般職給
											職員手当等　1,150
											共済費　△150
計	26,512	1,300	27,812					1,300			

（款）　３．民生費

（項）　１．社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
１．社会福祉総務費	2,022,153	△11,000	2,011,153	375				△11,375			
								△11,500	２．給料	△4,000	１．人件費　△11,500
									４．共済費	△7,500	〔職員課〕
									18．負担金、補助及び交付金	500	給料　△4,000 一般職給 共済費　△7,500
				375				125			26．生活困窮者自立相談支援事業 500
											〔福祉相談課〕 負担金、補助及び交付金　500 ＮＰＯ法人等に対する活動支援事業補助金
４．老人福祉費	2,728,002	18,665	2,746,667		16,052			2,613			
								2,613	18．負担金、補助及び交付金	16,052	13．在宅高齢者等おむつ支給事業 2,613
											〔高齢障がい課〕
									19．扶助費	2,613	扶助費　2,613 おむつ支給
					16,052						22．在宅医療・介護連携事業 16,052
											〔高齢障がい課〕 負担金、補助及び交付金　16,052 在宅療養推進事業補助金
５．国民年金費	19,200	△1,100	18,100					△1,100			
								△1,100	２．給料	△300	１．人件費　△1,100
									３．職員手当等	△600	〔職員課〕
									４．共済費	△200	給料　△300 一般職給 職員手当等　△600

（款）　３．民生費　（項）　１．社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
５．											共済費	△200
計	7,209,638	6,565	7,216,203	375	16,052			△9,862				

（項）　２．児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．児童福祉総務費	2,858,756	8,020	2,866,776					8,020				
								8,020	２．給料	2,000	１．人件費	8,020
									３．職員手当等	8,220	〔職員課〕	
									４．共済費	△2,200	給料	2,000
											一般職給	
											職員手当等	8,220
											共済費	△2,200
４．保育園費	1,095,642	27,109	1,122,751					27,109				
								25,760	２．給料	11,000	１．人件費	25,760
									３．職員手当等	20,860	〔職員課〕	
									４．共済費	△6,100	給料	11,000
									12．委託料	1,316	一般職給	
									13．使用料及び賃借料	33	職員手当等	20,860
											共済費	△6,100
								1,349			２．病児・病後児保育	1,349
											〔子ども若者政策課〕	
											委託料	1,316
											病児保育システム環境構築委託	385
											病児・病後児保育室開設準備委託	931
											使用料及び賃借料	33
											病児保育システム使用料	
５．学童保育費	519,921	△1,150	518,771					△1,150				

								△1,150	2．給　　料	△100	1．人件費	△1,150
									3．職員手当等	1,350	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△2,400	給料	△100
											一般職給	
											職員手当等	1,350
											共済費	△2,400
計	9,815,703	33,979	9,849,682					33,979				

（項）　３．生活保護費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳					節		説　　明	
				特　　定　　財　　源				一般財源	区　　分	金　　額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．生活保護総務費	221,354	△3,900	217,454					△3,900				
								△3,900	2．給　　料	700	1．人件費	△3,900
									3．職員手当等	△3,000	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△1,600	給料	700
											一般職給	
											職員手当等	△3,000
											共済費	△1,600
計	2,856,209	△3,900	2,852,309					△3,900				

（款）　４．衛生費

（項）　１．保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳					節		説　　明	
				特　　定　　財　　源				一般財源	区　　分	金　　額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．保健衛生総務費	649,742	△26,630	623,112					△26,630				
								△26,630	2．給　　料	△11,700	1．人件費	△26,630
									3．職員手当等	△9,430	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△5,500	給料	△11,700
											一般職給	
											職員手当等	△9,430
											共済費	△5,500
4．公害対策費	71,713	△200	71,513					△200				
								△200	2．給　　料	△400	1．人件費	△200

（款）　４．衛生費　（項）　１．保健衛生費

（款）　４．衛生費　（項）　１．保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
４．									３．職員手当等	200	〔職員課〕	
											給料	△400
											一般職給	
											職員手当等	200
５．自然保護費	99,332	4,760	104,092					4,760				
								4,760	２．給料	1,300	１．人件費	4,760
									３．職員手当等	3,660	〔職員課〕	
									４．共済費	△200	給料	1,300
											一般職給	
											職員手当等	3,660
											共済費	△200
計	1,189,248	△22,070	1,167,178					△22,070				

（項）　２．清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．清掃総務費	121,619	100	121,719					100				
								100	２．給料	500	１．人件費	100
									４．共済費	△400	〔職員課〕	
											給料	500
											一般職給	
											共済費	△400
計	1,749,196	100	1,749,296					100				

（款）　６．農業費

（項）　１．農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
２．農業総務費	30,616	△8,300	22,316					△8,300				

								△8,300	2．給　　料	△3,200	1．人件費	△8,300
									3．職員手当等	△3,200	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△1,900	給料	△3,200
											一般職給	
											職員手当等	△3,200
											共済費	△1,900
計	57,342	△8,300	49,042					△8,300				

（款）　7．商工費

（項）　1．商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳					節		説　　明	
				特定財源				一般財源	区　　分	金　　額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．商工総務費	73,495	△2,300	71,195					△2,300				
								△2,300	2．給　　料	△1,500	1．人件費	△2,300
									3．職員手当等	△300	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△500	給料	△1,500
											一般職給	
											職員手当等	△300
											共済費	△500
計	234,413	△2,300	232,113					△2,300				

（款）　8．土木費

（項）　1．土木管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳					節		説　　明	
				特定財源				一般財源	区　　分	金　　額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1．土木総務費	162,148	6,250	168,398					6,250				
								6,250	2．給　　料	2,500	1．人件費	6,250
									3．職員手当等	5,150	〔職員課〕	
									4．共 済 費	△1,400	給料	2,500
											一般職給	
											職員手当等	5,150
											共済費	△1,400
計	162,148	6,250	168,398					6,250				

（款）　8．土木費　（項）　1．土木管理費

（項）　３．河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
１．河川総務費	14,337	8,690	23,027				1,246	7,444			
							1,246	7,444	12．委託料	8,690	４．多摩川利活用推進　8,690
											〔環境政策課〕
											委託料　8,690
											照明器具等設置委託
計	14,337	8,690	23,027				1,246	7,444			

（項）　４．都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
１．都市計画総務費	660,011	△1,600	658,411					△1,600			
								△1,600	２．給料	△2,500	１．人件費　△1,600
									３．職員手当等	4,900	〔職員課〕
									４．共済費	△4,000	給料　△2,500
											一般職給
											職員手当等　4,900
											共済費　△4,000
４．下水道費	475,904	25,553	501,457					25,553			
								25,553	18．負担金、補助及び交付金	25,553	１．下水道事業会計繰出　25,553
											〔財政課〕
											負担金、補助及び交付金　25,553
											下水道事業会計負担金
											25,534
											下水道事業会計補助金　19
計	2,393,672	23,953	2,417,625					23,953			

（款）　９．消防費

（項）　１．消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．常備消防費	1,146,627	28,191	1,174,818					28,191				
								28,191	18．負担金、補助及び交付金	28,191	１．常備消防事務委託費	28,191
											〔安心安全課〕	
											負担金、補助及び交付金 常備消防事務委託負担金	28,191
計	1,317,001	28,191	1,345,192					28,191				

（款）　10．教育費

（項）　１．教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
２．事務局費	250,694	7,130	257,824					7,130				
								7,130	２．給料	5,500	１．人件費	7,130
									３．職員手当等	4,130	〔職員課〕	
									４．共済費	△2,500	給料 一般職給	5,500
											職員手当等	4,130
											共済費	△2,500
計	788,710	7,130	795,840					7,130				

（項）　２．小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
５．学校給食費	560,923	930	561,853					930				
								930	２．給料	500	１．人件費	930
									３．職員手当等	530	〔職員課〕	
									４．共済費	△100	給料	500

（款）　10．教育費　（項）　２．小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
5．											一般職給 職員手当等　530 共済費　△100
計	1,079,713	930	1,080,643					930			

（項）　３．中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
1．学校管理費	185,157	290	185,447					290			
								290	2．給料	200	1．人件費　290
									3．職員手当等	140	〔職員課〕
									4．共済費	△50	給料　200
											一般職給 職員手当等　140 共済費　△50
5．学校給食費	311,942	3,577	315,519					3,577			
								50	2．給料	300	1．人件費　50
									4．共済費	△250	〔職員課〕
									10．需用費	619	給料　300
									1．消耗品費	619	一般職給
									17．備品購入費	2,908	共済費　△250
								3,527			2．給食センター管理運営費 3,527
											〔学校教育課〕 需用費　619 消耗品費　(619) 給食用消耗品 備品購入費　2,908 配膳用備品
計	673,443	3,867	677,310					3,867			

（項）　５．社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．社会教育総務費	755,761	1,700	757,461					1,700				
								1,700	３．職員手当等	2,700	１．人件費	1,700
									４．共済費	△1,000	〔職員課〕	
											職員手当等	2,700
											共済費	△1,000
計	2,354,002	1,700	2,355,702					1,700				

（項）　６．保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．保健体育総務費	61,472	2,250	63,722					2,250				
								2,250	３．職員手当等	2,500	１．人件費	2,250
									４．共済費	△250	〔職員課〕	
											職員手当等	2,500
											共済費	△250
計	1,563,811	2,250	1,566,061					2,250				

（款）　11．公債費

（項）　１．公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
１．元金	1,496,520	15,356	1,511,876					15,356				
								15,356	22．償還金、利子及び割引料	15,356	１．長期債償還元金	15,356
											〔財政課〕	
											償還金、利子及び割引料	15,356
											消防債	2,138
											教育債	13,218
計	1,589,259	15,356	1,604,615					15,356				

給　与　費　明　細　書

1　特別職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	年間支給率(月分) 期末手当（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	長等	3		29,424	(5.00) 14,418			176	44,018	5,875	49,893	
	議員	22	127,356		(5.00) 63,678				191,034	31,713	222,747	
	その他の特別職	753	72,357						72,357		72,357	
	計	778	199,713	29,424	78,096			176	307,409	37,588	344,997	
補正前	長等	3		29,424	(4.90) 14,418			176	44,018	5,875	49,893	
	議員	22	127,356		(4.90) 62,405				189,761	31,713	221,474	
	その他の特別職	753	72,357						72,357		72,357	
	計	778	199,713	29,424	76,823			176	306,136	37,588	343,724	
比較	長等	0		0	(0.10) 0			0	0	0	0	
	議員	0	0		(0.10) 1,273				1,273	0	1,273	
	その他の特別職	0	0						0		0	
	計	0	0	0	1,273			0	1,273	0	1,273	

2　一般職

（1）　総　括　　（ ）内は、再任用職員 別掲　　【】内は、会計年度任用職員 別掲　　（単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(7) 【575】 478	901,368	1,977,650	1,840,500	4,719,518	748,776	5,468,294
補正前	(7) 【573】 477	900,368	1,972,500	1,775,980	4,648,848	797,476	5,446,324
比較	(0) 【2】 1	1,000	5,150	64,520	70,670	△ 48,700	21,970

（職員手当の内訳）　　（単位：千円）

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	会計年度任用職員以外の職員		特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員		備考
						期末手当	勤勉手当				期末手当	勤勉手当	
補正後	335,095	45,192	69,496	13,140	103,653	540,587	509,138	207	44,080	37,260	78,181	64,471	
補正前	334,255	45,192	69,496	13,140	103,653	508,329	477,716	207	44,080	37,260	78,181	64,471	
比較	840	0	0	0	0	32,258	31,422	0	0	0	0	0	

（2）　報酬、給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
報酬	1,000	報酬改定に伴う増減分	6,280	報酬改定に伴う増加分	6,280	
		その他の増減分	△ 5,280	その他の減少分	△ 5,280	
給料	5,150	給料改定に伴う増減分	61,539	給料改定に伴う増加分	61,539	
		その他の増減分	△ 56,389	その他の減少分	△ 56,389	
職員手当	64,520	制度改正等に伴う増減分	67,523	制度改正等に伴う増加分	67,523	
		その他の増減分	△ 3,003	その他の減少分	△ 3,003	

（３）　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和８年11月１日現在	平均給料月額（円）	337,305	324,935
	平均給与月額（円）	423,258	384,273
	平均年齢（歳）	42.8	57.7
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	342,266	327,548
	平均給与月額（円）	448,766	388,119
	平均年齢（歳）	43.4	57.1

イ　初任給

区　　分	一 般 行 政 職　（円）	技 能 労 務 職　（円）	国の制度
			一 般 行 政 職　（円）
高 校 卒	209,800	197,700	209,800
大 学 卒	251,500	－	251,500（総合職） 241,500（一般職）

ウ　級別職員数　　（ ）は、再任用職員　別掲

区　分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和８年11月１日現在	１級	208	51.2	１級	2	15.4
	２級	(5) 54	(100.0) 13.3	２級	(2) 8	(100.0) 61.5
	３級	89	21.9	３級	1	7.7
	４級	43	10.6	４級	2	15.4
	５級	12	3.0	－	－	－
	計	(5) 406	(100.0) 100.0	計	(2) 13	(100.0) 100.0
令和８年１月１日現在	１級	189	49.5	１級	2	13.3
	２級	(6) 56	(85.7) 14.7	２級	(2) 10	(100) 66.7
	３級	74	19.3	３級	1	6.7
	４級	51	13.4	４級	2	13.3
	５級	(1) 12	(14.3) 3.1	－	－	－
	計	(7) 382	(100.0) 100.0	計	(2) 15	(100.0) 100.0

級別の基準となる職務

区　分	一般行政職
１級	主事の職務
２級	主任の職務
３級	1　係長の職務 2　主査の職務
４級	1　課長の職務 2　主幹の職務 3　課長補佐の職務 4　副主幹の職務
５級	1　部長の職務 2　理事の職務
区　分	技能労務職
１級	主事の職務
２級	主任の職務
３級	主査の職務
４級	統括主査の職務

エ　期末手当・勤勉手当　　（ ）内は、再任用職員

区　分	支給期別支給率			支給率計（月分）	職制上の段階，職務の級等による加算措置
	６月（月分）	１２月（月分）	３月（月分）		
補正後	(1.300) 2.450	(1.350) 2.550	—	(2.650) 5.000	(無) 有
補正前	(1.300) 2.450	(1.300) 2.450	—	(2.600) 4.900	(無) 有
国の制度	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	—	(2.500) 4.700	(有) 有

オ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　分	２０年勤続の者（月分）	２５年勤続の者（月分）	３５年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	－
国の制度 （支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （２%～45%加算）

カ　地域手当（令和８年11月１日現在）

支給対象地域	支給率（%）	支給対象職員数（人）	国の指定基準に基づく支給率（%）
東京都狛江市	16.0	485	16.0

キ　特殊勤務手当

区　　分	全　職　種	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率（%）	0.01	0.01	－
支給対象職員の比率（%） （令和８年11月１日現在）	5.15	6.16	－
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫作業手当		

ク　その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差異の内容			
扶養手当	異なる	配偶者	市	3,000円	国　3,000円
		（技能労務職除く４級職員　不支給）			
		子	市	11,500円	国　11,500円
		特定期間にある子　（加算）	市	4,000円	国　5,000円
		その他	市	6,000円	国　6,500円
		（技能労務職除く４級職員　3,000円）			
		※市においては、５級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者（月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員）	市	15,000円	国　最高支給限度額 28,000円（借家・借間に居住する者）
通勤手当	異なる	交通機関利用	市	最高支給限度額　55,000円	国　最高支給限度額　150,000円
		交通用具利用	市	2,600円～11,000円	国　2,000円～31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（補　正）

事　　項	限度額	令和７年度末までの支出額		令和９年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
学校徴収金システム環境設定業務	千円 令和９年度に実施する学校徴収金システム環境設定業務に関する契約額		千円	令和９年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円 全額
市議会議員選挙準備業務	千円 １９，２００		千円	令和９年度まで	千円 19,200	千円	千円	千円	千円 19,200
保育園給食調理業務	千円 ２５，８７７		千円	令和９年度まで	千円 25,877	千円	千円	千円	千円 25,877
水防訓練会場設営業務	千円 ５，９８４		千円	令和９年度まで	千円 5,984	千円	千円	千円	千円 5,984
ティーンズルーム運営業務	千円 ４，８７５		千円	令和９年度まで	千円 4,875	千円 4,875	千円	千円	千円

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1．普通債	7，695，291	8，057，483	1，570，000	684，475	8，943，008
(1) 総務債	440，899	403，071		36，710	366，361
(2) 民生債	1，772，592	1，714，866		121，447	1，593，419
(3) 衛生債	344，006	316，925		27，100	289，825
(4) 土木債	1，396，319	1，273，114	61，600	127，431	1，207，283
(5) 消防債	203，525	322，454		35，666	286，788
(6) 教育債	3，537，950	4，027，053	1，508，400	336，121	5，199，332
2．減税補てん債	28，948	8，647		8，647	0
3．臨時財政対策債	7，977，996	7，158，713		816，936	6，341，777
4．減収補てん債	29，195	27，379		1，818	25，561
合計	15，731，430	15，252，222	1，570，000	1，511，876	15，310，346

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 42 号

令和８年度狛江市下水道事業会計補正予算（第１号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第４２号別紙

令　和　８　年　度

狛　江　市　下　水　道　事　業　会　計　補　正　予　算（第１号）

令和８年度　狛江市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度狛江市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（２）年間処理水量　１３，５４４，０００㎥

（３）一日平均処理水量　３７，１０７㎥

（４）主要な建設改良事業

（事項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
イ　管路整備事業	３４１，５１５千円	△２４，６３５千円	３１６，８８０千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収　　入	
第１款　下水道事業収益	１，４８９，３４７千円	２５，５３４千円	１，５１４，８８１千円
第１項　営業収益	１，２０６，０３０千円	２５，５３４千円	１，２３１，５６４千円
		支　　出	
第１款　下水道事業費用	１，４９０，４７２千円	５７，４３９千円	１，５４７，９１１千円
第１項　営業費用	１，４４１，７９９千円	５４，９２７千円	１，４９６，７２６千円
第２項　営業外費用	４７，６７２千円	２，５１２千円	５０，１８４千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１４７，２７１千円は、減債積立金１４４，２５０千円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３，０２１千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１２１，２２０千円は、繰越利益剰余金１２１，２２０千円で補てんするものとする。」に改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収　　入	
第１款　資本的収入	５１１，６２１千円	１９千円	５１１，６４０千円
第８項　他会計補助金	８８，４２０千円	１９千円	８８，４３９千円
		支　　出	
第１款　資本的支出	６５８，８９２千円	△２６，０３２千円	６３２，８６０千円
第１項　建設改良費	３４１，５１５千円	△２４，６３５千円	３１６，８８０千円
第３項　企業債償還金	２２７，１６７千円	△１，３９７千円	２２５，７７０千円

（債務負担行為の補正）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事項	期間	限度額
根川雨水幹線ポンプ場敷地整地工事業務委託	令和９年度	１５１，９５３千円
多摩川雨水幹線ポンプ場詳細設計業務委託	令和９年度から 令和 10 年度まで	２０２，１７７千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第６条　予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	９２，５１５千円	５，９７５千円	９８，４９０千円

（他会計からの補助金）

第７条　建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、８８，４３９千円である。

（利益剰余金の処分）

第８条　当年度利益剰余金のうち１２１，２２０千円は次のとおり処分するものと定める。

（１）　減債積立金　１２１，２２０千円

令和８年 11 月 26 日提出

狛江市長　松原　俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算（第１号）に関する説明書

令和8年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

(単位:千円・税込)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1　下水道事業収益			1,489,347	25,534	1,514,881	
	1　営業収益		1,206,030	25,534	1,231,564	
		2　雨水処理負担金	387,484	25,534	413,018	

支　　出

(単位:千円・税込)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1　下水道事業費用			1,490,472	57,439	1,547,911	
	1　営業費用		1,441,799	54,927	1,496,726	
		1　管渠費	942,876	50,227	993,103	
		4　総係費	220,637	4,700	225,337	
	2　営業外費用		47,672	2,512	50,184	
		1　支払利息及び企業債取扱諸費	29,234	2,512	31,746	

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円・税込）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1　資本的収入			511,621	19	511,640	
	8　他会計補助金		88,420	19	88,439	
		1　他会計補助金	88,420	19	88,439	

支　　出

（単位：千円・税込）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1　資本的支出			658,892	△ 26,032	632,860	
	1　建設改良費		341,515	△ 24,635	316,880	
		1　管路建設改良費	341,515	△ 24,635	316,880	
	3　企業債償還金		227,167	△ 1,397	225,770	
		1　企業債償還金	227,167	△ 1,397	225,770	

令和8年度狛江市下水道事業予定キャッシュ・フロー

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位：千円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	50,568
減価償却費	265,092
賞与引当金の増減額（△は減少）	832
貸倒引当金の増減額（△は減少）	158
貸倒引当金の増減額（△は減少）	300
受取利息及び配当金	△ 452
長期前受金戻入	△ 225,608
支払利息及び企業債取扱諸費	31,745
未収金の増減額（△は増加）	△ 71,244
未払金の増減額（△は減少）	△ 74,710
小計	△ 23,319
利息及び配当金の受取額	452
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 31,745
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,612
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 219,897
無形固定資産の取得による支出	△ 81,100
国庫補助金等による収入	34,825
一般会計等からの繰入金による収入	88,439
負担金による収入	180,978
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,246

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良目的企業債による収入	189,300
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 225,769
その他の企業債による収入	20,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,569
資金増加額（又は減少額）	△ 66,935
資金期首残高	717,656
資金期末残高	650,721

給　与　費　明　細　書

1　一般職

（1）　総　括　　（ ）内は、再任用職員 別掲　　（単位：千円）

区 分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計
		報　酬	給　料	職員手当	計		
補正後	(1) 9	0	44,490	37,570	82,060	16,430	98,490
補正前	(1) 9	0	42,092	34,439	76,531	15,984	92,515
比　較	(0) 0	0	2,398	3,131	5,529	446	5,975

（職員手当の内訳）　　（単位:千円）

区　分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	会計年度任用職員以外の職員		特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員		備　考
						期末手当	勤勉手当				期末手当	勤勉手当	
補正後	7,673	1,704	1,004	0	3,205	12,020	11,361	0	603	0	0	0	
補正前	7,154	1,704	1,004	0	3,205	10,671	10,098	0	603	0	0	0	
比　較	519	0	0	0	0	1,349	1,263	0	0	0	0	0	

（2）　報酬、給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位：千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明		備　考
給　料	2,398	給料改定に伴う増減分	1,690	給料改定に伴う増加分	1,690	
		その他の増減分	708	その他増加分	708	
職員手当	3,131	制度改正等に伴う増減分	1,595	制度改正等に伴う増加分	1,595	
		その他の増減分	1,536	その他増加分	1,536	

（３）　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和８年11月１日現在	平均給料月額（円）	356,670	－
	平均給与月額（円）	452,873	－
	平均年齢（歳）	46.1	－
令和８年１月１日現在	平均給料月額（円）	347,090	－
	平均給与月額（円）	453,811	－
	平均年齢（歳）	46.0	－

イ　初任給

区　　分	一 般 行 政 職　（円）	技 能 労 務 職　（円）	国の制度
			一 般 行 政 職　（円）
高 校 卒	209,800	－	209,800
大 学 卒	251,500	－	251,500（総合職） 241,500（一般職）

ウ　級別職員数　　（ ）内は、再任用職員　別掲

区　分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和８年11月１日現在	１級	2	22.2	１級		
	２級	(1) 2	(100.0) 22.2	２級		
	３級	3	33.4	３級		
	４級	2	22.2	４級		
	５級		0.0			
	計	(1) 9	(100.0) 100.0	計		
令和８年１月１日現在	１級	2	22.2	１級		
	２級	(1) 2	(100.0) 22.2	２級		
	３級	4	44.5	３級		
	４級	1	11.1	４級		
	５級	0	0.0			
	計	(1) 9	(100.0) 100.0	計		

級別の基準となる職務

区　分	一般行政職
１級	主事の職務
２級	主任の職務
３級	1　係長の職務 2　主査の職務
４級	1　課長の職務 2　主幹の職務 3　課長補佐の職務 4　副主幹の職務
５級	1　部長の職務 2　理事の職務
区　分	技能労務職
１級	主事の職務
２級	主任の職務
３級	主査の職務
４級	統括主査の職務

エ　期末手当・勤勉手当　　(　)内は、再任用職員

区　分	支給期別支給率			支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	６月（月分）	１２月（月分）	３月（月分）		
補正後	(1.300) 2.450	(1.350) 2.550	—	(2.650) 5.000	(無) 有
補正前	(1.300) 2.450	(1.300) 2.450	—	(2.600) 4.900	(無) 有
国の制度	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	—	(2.500) 4.700	(有) 有

オ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　分	２０年勤続の者（月分）	２５年勤続の者（月分）	３５年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	-
国の制度 （支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （２%～45%加算）

カ　地域手当（令和８年11月１日現在）

支給対象地域	支給率（%）	支給対象職員数（人）	国の指定基準に基づく支給率（%）
東京都狛江市	16.0	10	16.0

キ　特殊勤務手当

区　　分	全　職　種	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率（%）			
支給対象職員の比率（%） （令和８年11月１日現在）			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク　その他の手当

区　分	国の制度との異同	差異の内容				
扶養手当	異なる	子	市	13,000円	国	13,000円
		特定期間にある子　(加算)	市	4,000円	国	5,000円
		その他	市	6,000円	国	6,500円
		(技能労務職除く４級職員　3,000円)				
		※市においては、５級職員に対して、扶養手当不支給				
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者（月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員）	市	15,000円 （月額30,000円以上の家賃を支払っている28歳未満の職員は、30,000円）	国	最高支給限度額 28,000円 （借家・借間に居住する者）
通勤手当	異なる	交通機関利用	市	最高支給限度額　55,000円	国	最高支給限度額　150,000円
		交通用具利用	市	2,600円～11,600円	国	2,000円～66,400円

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源の内容		
		期間	金額	期間	金額	国都支出金	企業債	その他
根川雨水幹線ポンプ場敷地整地工事業務委託	151,953千円	－	－	令和９年度	151,953千円	58,270千円	36,400千円	57,283千円
多摩川雨水幹線ポンプ場詳細設計業務委託	202,177千円	－	－	令和９年度から 令和10年度まで	202,177千円	53,550千円	148,600千円	27千円

令和８年度予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位：千円）

資産の部

1 固定資産				
イ 土地		48,217		
ロ 建物	6,553			
減価償却累計額	0	6,553		
ハ 構築物	10,600,108			
減価償却累計額	△ 1,569,730	9,030,378		
ニ 機械及び装置	173,786			
減価償却累計額	△ 63,701	110,085		
ホ 車両運搬具	50			
減価償却累計額	0	50		
ヘ 工具、器具及び備品	82			
減価償却累計額	△ 24	58		
チ 建設仮勘定		286,954		
有形固定資産合計			9,482,295	
ニ 施設利用権		862,489		
無形固定資産合計			862,489	
固定資産合計				10,344,784
2 流動資産				
(1)現金預金			650,721	
(2)未収金		184,449		
貸倒引当金		△ 870	183,579	
(8)前払金			568	
流動資産合計				834,868
資産合計				11,179,652

（単位：千円）

負債の部

3 固定負債			
(1)企業債		3,313,842	
固定負債合計			3,313,842
4 流動負債			
(2)企業債		227,347	
(5)未払金		348,169	
(9)引当金		9,176	
(10)その他流動負債		900	
流動負債合計			585,592
5 繰延収益			
(1)長期前受金		7,366,842	
(2)長期前受金収益化累計額		△ 1,518,230	
繰延収益合計			5,848,612
負債合計			9,748,046

資本の部

6 資本金			1,228,987
7 剰余金			
(1)資本剰余金			
イ 国庫補助金	6,836		
ロ 都補助金	2,638		
ニ 受贈財産評価額	31,472		
ホ 寄附金	1		
資本剰余金合計		40,947	
(2)利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	161,672		
利益剰余金合計		161,672	
剰余金合計			202,619
資本合計			1,431,606
負債資本合計			11,179,652

注記

Ⅰ．重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和２年度より地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・減価償却の方法　定額法による。

・主な耐用年数

建物　　50 年

構築物　50 年

機械及び装置　10～30 年

車両運搬具　６年

工具、器具及び備品　６年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権　45 年

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

（２）賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から３月までの４か月分）を計上している。

（３）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

Ⅱ．予定貸借対照表等

１　企業債の償還に係る他会計の負担

令和８年度貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は２，４８１，７００千円である。

Ⅲ．リース契約により使用する固定資産

１　リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

２　令和８年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

１年内	１，０５６，６６０円
１年超	１，９１１，６４６円
計	２，９６８，３０６円

Ⅳ．その他の注記

１　賞与引当金の取崩し

（１）令和８年度の予定（令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで）

令和８年度において、職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費として、賞与引当金及び法定福利費引当金９，１７６千円を取り崩すこととしている。

Ⅴ．セグメント情報に関する注記

狛江市下水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため記載を省略している。

狛江市下水道事業会計補正予算（第１号）に関する参考資料

令和8年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書

収益的収入及び支出

収　　入

(単位:千円・税込)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明	
1 下水道事業収益		1,489,347	25,534	1,514,881		
1 営業収益		1,206,030	25,534	1,231,564		
2 雨水処理負担金		387,484	25,534	413,018		
	1 雨水処理負担金	387,484	25,534	413,018	雨水処理負担金	25,534

支　　出

(単位:千円・税込)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明	
1 下水道事業費用		1,490,472	57,439	1,547,911		
1 営業費用		1,441,799	54,927	1,496,726		
1 管渠費		942,876	50,227	993,103		
	30 負担金	687,323	50,227	737,550	流域下水道野川幹線下水処理負担金	50,227
3 総係費		220,637	4,700	225,337		
	1 給料	29,338	2,012	31,350	給料	2,012
	2 手当	19,523	1,260	20,783	職員手当等	1,260
	3 賞与引当金繰入額	4,803	725	5,528	賞与引当金繰入額	725
	6 法定福利費	9,998	332	10,330	法定福利費	332
	7 法定福利費引当金繰入額	963	19	982	法定福利費引当金繰入額	19
	30 負担金	7,300	352	7,652	退職手当組合負担金	352
2 営業外費用		47,672	2,512	50,184		
1 支払利息及び企業債取扱諸費	1 企業債利息	29,234	2,512	31,746	企業債利息	2,512

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円・税込）

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明	
1　資本的収入		511,621	19	511,640		
8　他会計補助金		88,420	19	88,439		
1　他会計補助金		88,420	19	88,439		
	1　他会計補助金	88,420	19	88,439	その他他会計補助金	19

支　　出

（単位：千円・税込）

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明	
1　資本的支出		658,892	△ 26,032	632,860		
1　建設改良費		341,515	△ 24,635	316,880		
1　管路建設改良費		341,515	△ 24,635	316,880		
	1　給料	12,754	386	13,140	給料	386
	2　手当	7,992	1,039	9,031	職員手当等	1,039
	3　賞与引当金繰入額	2,121	107	2,228	賞与引当金繰入額	107
	6　法定福利費	4,591	89	4,680	法定福利費	89
	7　法定福利費引当金繰入額	432	6	438	法定福利費引当金繰入額	6
	26　補償費	3,302	△ 3,206	96	電柱移設補償	△ 3,206
	36　工事請負費	66,124	△ 23,056	43,068	市道第29号線合流管渠布設替工事	△ 23,056
3　企業債償還金		227,167	△ 1,397	225,770		
1　企業債償還金		227,167	△ 1,397	225,770		
	1　建設企業債元金償還金	227,167	△ 1,397	225,770	建設企業債元金償還金	△ 1,397

議案第 43 号

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条、第３条関係）	**別表**（第２条、第３条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
（略）		

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
（略）		

改　正　後			改　正　前		
教育委員会	教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会	教育委員会の諮問に応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価結果について調査審議し、意見を付して答申すること。	教育委員会	教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会	教育委員会の諮問に応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価結果について調査審議し、意見を付して答申すること。
	教科書選定協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校で使用する教科書の採択に関する事項の調査審議し、全ての教科書について意見を付して答申すること。		教科書選定協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議し、全ての教科用図書について意見を付して答申すること。

改　正　後			改　正　前		
	いじめ問題対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第３項の規定によりいじめの防止等のための対策に係る事項について調査審議し、意見を付して答申すること及び同法第28条第１項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。		いじめ問題対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第３項の規定によりいじめの防止等のための対策に係る事項について調査審議し、意見を付して答申すること及び同法第28条第１項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律（令和８年法律第37号）の公布に伴う所要の改正を行うため。

議案第 44 号

狛江市職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

（狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正）

第１条　狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） **第18条**　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第２に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額（以下「給与月額」という。）を基礎額として、100分の128.75を乗じた額に基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。 ３　前項の規定にかかわらず、別表第１の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が４級である職員に対する前項の規定の	（期末手当） **第18条**　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第２に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額（以下「給与月額」という。）を基礎額として、100分の126.25を乗じた額に基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。 ３　前項の規定にかかわらず、別表第１の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が４級である職員に対する前項の規定の

改　正　後	改　正　前
適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の108.75」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」とする。	適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の106.25」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」とする。
４　前２項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の72.5」とする。ただし、別表第１の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が４級以上である職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の62.5」として適用し、前項の規定を適用しない。	４　前２項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。ただし、別表第１の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が４級以上である職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の61.25」として適用し、前項の規定を適用しない。
（勤勉手当） **第18条の４**　（略）	（勤勉手当） **第18条の４**　（略）
２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第２に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の121.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第２に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　前項の規定にかかわらず、別表第１の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が４級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分	３　前項の規定にかかわらず、別表第１の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が４級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分

改　正　後	改　正　前
の141.25」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の151.25」とする。	の138.75」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の148.75」とする。
４　前２項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の60」とする。ただし、別表第１の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が４級以上である職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の70」として適用し、前項の規定を適用しない。	４　前２項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」とする。ただし、別表第１の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が４級以上である職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の68.75」として適用し、前項の規定を適用しない。
５　（略）	５　（略）

別表第１（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 205,900	円 262,400	円 286,300	円 424,600	円 544,800
	2	206,800	263,500	287,600	427,100	561,400
	3	207,800	264,600	288,900	429,400	571,200

別表第１（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 196,400	円 251,600	円 272,700	円 408,800	円 526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	551,900

改　正　後					
4	208,800	265,700	290,200	431,800	581,100
5	209,800	266,800	291,600	434,200	
6	210,900	267,900	292,900	436,500	
7	212,100	269,000	294,200	438,800	
8	213,300	270,100	295,500	441,100	
9	214,500	271,200	296,900	443,500	
10	215,700	272,300	298,200	445,800	
11	216,900	273,400	299,600	448,000	
12	218,300	274,600	301,100	450,200	
13	219,700	275,800	302,600	452,500	
14	221,100	277,000	304,200	454,700	
15	222,600	278,200	305,800	456,800	
16	224,100	279,500	307,400	458,900	
17	225,700	280,900	309,100	460,800	
18	228,000	282,200	311,000	462,600	
19	230,300	283,400	312,800	464,500	

改　正　前					
4	199,300	254,900	276,600	416,000	561,400
5	200,300	256,000	278,000	418,400	
6	201,400	257,100	279,300	420,700	
7	202,600	258,200	280,600	423,000	
8	203,800	259,300	281,900	425,300	
9	205,000	260,400	283,300	427,700	
10	206,200	261,500	284,600	430,000	
11	207,400	262,600	286,000	432,200	
12	208,800	263,800	287,500	434,400	
13	210,200	265,000	289,000	436,700	
14	211,600	266,200	290,600	438,900	
15	213,100	267,300	292,200	441,000	
16	214,600	268,600	293,800	443,100	
17	216,200	270,000	295,500	445,000	
18	218,500	271,300	297,400	446,800	
19	220,800	272,400	299,200	448,700	

改　正　後					
20	232,700	284,700	314,700	466,300	
21	235,100	286,100	316,500	468,000	
22	237,100	287,400	318,400	469,700	
23	239,100	288,700	320,300	471,300	
24	241,100	290,100	322,100	473,100	
25	243,100	291,600	323,900	474,800	
26	245,200	293,100	325,800	476,200	
27	247,300	294,500	327,800	477,300	
28	249,400	296,000	329,600	478,100	
29	251,500	297,600	331,400	478,900	
30	252,700	299,500	333,300	479,700	
31	254,000	301,300	335,200	480,500	
32	255,300	303,200	337,100	481,200	
33	256,800	305,000	338,900	482,000	
34	257,800	306,600	340,700	482,800	
35	258,800	308,100	342,700	483,500	

改　正　前					
20	223,200	273,700	301,100	450,500	
21	225,600	275,100	302,900	452,200	
22	227,600	276,400	304,800	453,900	
23	229,600	277,600	306,700	455,500	
24	231,600	278,900	308,500	457,200	
25	233,600	280,300	310,300	458,900	
26	235,700	281,800	312,200	460,300	
27	237,800	283,200	314,100	461,300	
28	239,900	284,600	315,900	462,100	
29	242,000	286,100	317,700	462,900	
30	243,200	288,000	319,600	463,700	
31	244,500	289,800	321,500	464,400	
32	245,800	291,700	323,300	465,100	
33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	

改　正　後					
36	259,800	309,600	344,600	484,200	
37	260,800	310,900	346,400	485,000	
38	261,700	312,100	348,300	485,700	
39	262,700	313,300	350,200	486,500	
40	263,700	314,600	352,100	487,200	
41	264,700	315,900	354,000	487,900	
42	265,600	317,200	355,900	488,600	
43	266,600	318,400	357,800	489,200	
44	267,600	319,500	359,700	489,800	
45	268,600	320,700	361,600	490,400	
46	269,500	321,900	363,500	491,000	
47	270,500	323,100	365,400	491,600	
48	271,500	324,300	367,300	492,200	
49	272,500	325,400	369,300	492,800	
50	273,500	326,500	371,700	493,400	
51	274,500	327,600	374,100	494,000	

改　正　前					
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	
40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	
44	258,100	307,700	345,700	473,100	
45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	

改　正　後					
52	275,400	328,700	376,500	494,500	
53	276,300	329,800	378,900	495,000	
54	277,200	330,900	381,100	495,600	
55	278,100	332,000	383,100	496,100	
56	279,100	333,100	385,100	496,600	
57	280,100	334,200	387,000	497,100	
58	281,000	335,300	388,800	497,600	
59	281,900	336,300	390,600	498,100	
60	282,900	337,400	392,300	498,600	
61	283,900	338,500	394,100	499,000	
62	284,800	339,600	395,900		
63	285,700	340,700	397,700		
64	286,600	341,800	399,400		
65	287,600	342,800	401,000		
66	288,500	343,800	402,600		
67	289,400	344,900	404,100		

改　正　前					
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	
57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900		
63	276,200	329,300	383,700		
64	277,100	330,400	385,400		
65	278,100	331,500	387,000		
66	279,000	332,500	388,600		
67	279,900	333,600	390,100		

改　正　後					
68	290,300	345,900	405,400		
69	291,200	347,000	406,700		
70	292,100	348,100	407,500		
71	293,000	349,200	408,300		
72	293,900	350,200	409,000		
73	294,800	351,200	409,700		
74	295,700	352,100	410,300		
75	296,600	353,100	410,900		
76	297,500	354,100	411,500		
77	298,400	355,000	412,200		
78	299,300	355,800	412,800		
79	300,200	356,500	413,400		
80	301,100	357,200	413,900		
81	302,000	357,900	414,400		
82	302,800	358,500	415,000		
83	303,700	359,100	415,500		

改　正　前					
68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		
71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		
73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		
81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		

改　正　後					
84	304,600	359,700	416,000		
85	305,500	360,200	416,500		
86	306,300	360,800	417,000		
87	307,200	361,300	417,500		
88	308,000	361,800	418,000		
89	308,900	362,300	418,600		
90	309,700	362,900	419,200		
91	310,600	363,400	419,700		
92	311,500	363,800	420,200		
93	312,300	364,300	420,700		
94	313,100	364,800	421,300		
95	313,900	365,300	421,800		
96	314,700	365,800	422,300		
97	315,500	366,200	422,800		
98	316,200	366,700	423,300		
99	317,000	367,100	423,800		

改　正　前					
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		

改　正　後					
100	317,800	367,600	424,300		
101	318,600	368,100	424,800		
102	319,400	368,500	425,300		
103	320,100	369,000	425,800		
104	320,900	369,500	426,300		
105	321,700	369,900	426,700		
106	322,400	370,300	427,200		
107	323,100	370,700	427,700		
108	323,800	371,100	428,100		
109	324,400	371,500	428,500		
110	324,900	371,900	429,000		
111	325,400	372,300	429,500		
112	325,800	372,700	429,900		
113	326,300	373,100	430,300		
114	326,700	373,500	430,800		
115	327,200	373,900	431,300		

改　正　前					
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		

改　正　後					
116	327,700	374,300	431,700		
117	328,100	374,700	432,100		
118	328,500	375,100	432,600		
119	328,800	375,500	433,000		
120	329,100	375,900	433,400		
121	329,400	376,300	433,800		
122	329,800	376,600	434,300		
123	330,100	377,000	434,700		
124	330,400	377,400	435,100		
125	330,700	377,800	435,500		
126	331,100	378,100	436,000		
127	331,400	378,500	436,400		
128	331,700	378,900	436,800		
129	332,000	379,300	437,200		
130	332,400		437,700		
131	332,700		438,100		

改　正　前					
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		

改　正　後					
132	333,000		438,500		
133	333,300		438,900		
134	333,700		439,300		
135	334,000		439,700		
136	334,300		440,100		
137	334,600		440,500		
138	334,900		440,900		
139	335,300		441,300		
140	335,600		441,700		
141	335,900		442,100		
142	336,200				
143	336,500				
144	336,800				
145	337,100				
146	337,400				
147	337,700				

改　正　前					
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				

改　正　後						
	148	338,000				
	149	338,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700	266,800	313,800	363,600	468,900

２　１級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、223,300円とする。

改　正　前						
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

２　１級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、213,800円とする。

（狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和２年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与に関する特例） **第８条**　第３条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	（給与に関する特例） **第８条**　第３条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
（略）	

号給	給料月額
（略）	

改　正　後	改　正　前
1　411,600	1　397,700
2　463,900	2　448,200
3　519,200	3　501,600
4　591,900	4　571,900
5　672,000	5　649,300
6　764,700	6　738,800
7　839,000	7　811,000
２・３　（略）	２・３　（略）
（給与条例の適用除外等） **第９条**　（略）	（給与条例の適用除外等） **第９条**　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第２条及び第18条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とし、給与条例第18条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の82.5」とし、給与条例第18条の４第２項中「100分の121.25」とあるのは「100分の115」とする。	２　特定任期付職員に対する給与条例第２条及び第18条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とし、給与条例第18条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の81.25」とし、給与条例第18条の４第２項中「100分の118.75」とあるのは「100分の113.75」とする。
３　（略）	３　（略）

（狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第３条　狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） **第６条**　（略） ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を期末手当基礎額として、100分の72.5を乗じた額に基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。 ３・４　（略） （勤勉手当） **第７条**　（略） ２　勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を勤勉手当基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とし、この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき報酬の額に、100分の60を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３・４　（略）	（期末手当） **第６条**　（略） ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を期末手当基礎額として、100分の71.25を乗じた額に基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。 ３・４　（略） （勤勉手当） **第７条**　（略） ２　勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を勤勉手当基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とし、この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき報酬の額に、100分の58.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３・４　（略）

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年12月１日から施行し、第１条中狛江市職員の給料等に関する条例別表第１の改正規定及び第２条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第１項の改正規定は、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年12月に支給する期末手当の特例）

２　令和８年12月に支給する期末手当については、第１条中狛江市職員の給料等に関する条例第18条第２項から第４項までの改正規定にかかわらず、同条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の131.25」とし、同条第３項中「100分の108.75」とあるの

は「100分の111.25」とし、「100分の98.75」とあるのは「100分の101.25」とし、同条第４項中「100分の72.5」とあるのは「100分の73.75」とし、「100分の62.5」とあるのは「100分の63.75」とし、第２条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第９条第２項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の82.5」とあるのは「100分の83.75」とする。

（令和８年12月に支給する勤勉手当の特例）

３　令和８年12月に支給する勤勉手当については、第１条中狛江市職員の給料等に関する条例第18条の４第２項から第４項までの改正規定にかかわらず、同条第２項中「100分の121.25」とあるのは「100分の123.75」とし、同条第３項中「100分の141.25」とあるのは「100分の143.75」とし、「100分の151.25」とあるのは「100分の153.75」とし、同条第４項中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とし、「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とし、第２条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第９条第２項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の115」とあるのは「100分の116.25」とする。

（令和９年３月31日を基準日として支給する期末手当の特例）

４　令和９年３月31日を基準日として支給する期末手当については、第３条中狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例第６条第２項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の73.75」とする。

（令和９年３月31日を基準日として支給する勤勉手当の特例）

５　令和９年３月31日を基準日として支給する勤勉手当については、第３条中狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例第７条第２項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

提案理由

東京都人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 45 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成３年条例第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
付　則	**付　則**
１～19　（略）	１～19　（略）
（税率の特例）	（税率の特例）
20　令和９年度から令和11年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第３条の規定にかかわらず、100分の0.25とする。	20　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第３条の規定にかかわらず、100分の0.25とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画税の税率について、令和９年度から令和11年度まで特例措置を講ずることに伴う所要の改正を行うため。

議案第 46 号

狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

狛江市体育施設条例（昭和58年条例第６号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>

付　則

１～４　（略）

５　令和９年４月１日から市長が別に定める期間は、別表第２狛江市民グランドの部については、次のとおり読み替えるものとする。この場合において、西和泉グランドについては、当該期間使用することができない。

<table>
<tr><td colspan="4">単位（円）</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>使用区分</td><td>施設等</td><td>使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">狛江市民グランド</td><td rowspan="2">貸切使用</td><td>全面使用</td><td>１時間につき
1,200(400)</td></tr>
<tr><td>１／２使用</td><td>１時間につき
600(200)</td></tr>
</table>

</td><td>

付　則

１～４　（略）

</td></tr>
</table>

改　正　後

別表第１（第２条関係）

名称	位置
狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町三丁目25番１号
元和泉市民テニスコート	狛江市元和泉二丁目８番１号
（略）	

別表第２（第５条関係）

名称	使用区分	施設等		使用料
狛江市民総合体育館	貸切使用	アリーナ１	全面使用	１区分（２時間15分）につき 5,200円（2,600円）
			１／２使用	１区分（２時間15分）につき 2,600円（1,300円）

改　正　前

別表第１（第２条関係）

名称	位置
狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町三丁目25番１号
西和泉体育館	狛江市西和泉一丁目16番１号
元和泉市民テニスコート	狛江市元和泉二丁目８番１号
（略）	

別表第２（第５条関係）

名称	使用区分	施設等		使用料
狛江市民総合体育館	貸切使用	アリーナ１	全面使用	１区分（２時間15分）につき 5,200円（2,600円）
			１／２使用	１区分（２時間15分）につき 2,600円（1,300円）

改　正　後				
		アリーナ２	１区分（２時間15分）につき 1,600円（800円）	
		スタジオ１	１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
		スタジオ２	１区分（２時間15分）につき 800円（400円）	
		格技室１	１区分（２時間15分）につき 1,100円（500円）	
		格技室２	１区分（２時間15分）につき 1,100円（500円）	
		会議室	１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
	個人使用	アリーナ１ アリーナ２ スタジオ１ 格技室１	大　人	１区分（２時間15分）につき　250円

改　正　前				
		アリーナ２	１区分（２時間15分）につき 1,600円（800円）	
		スタジオ１	１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
		スタジオ２	１区分（２時間15分）につき 800円（400円）	
		格技室１	１区分（２時間15分）につき 1,100円（500円）	
		格技室２	１区分（２時間15分）につき 1,100円（500円）	
		会議室	１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
	個人使用	アリーナ１ アリーナ２ スタジオ１ 格技室１	大　人	１区分（２時間15分）につき　250円

改　正　後					改　正　前				
		格技室２ ランニング走路 トレーニング室	18歳以下の者	１区分（２時間15分）につき　100円			格技室２ ランニング走路 トレーニング室	18歳以下の者	１区分（２時間15分）につき　100円
	貸切使用個人使用	付帯設備 放送設備	全日につき 4,000円（2,000円）			貸切使用個人使用	付帯設備 放送設備	全日につき 4,000円（2,000円）	
			１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）					１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
		付帯設備 更衣ロッカー	１回 50円				付帯設備 得点掲示板	全日につき 4,000円（2,000円）	
								１区分（２時間15分）につき 1,000円（500円）	
							付帯設備 更衣ロッカー	１回 50円	
元和泉市民テニスコート 東野川市民テニスコート	貸切使用	－	１面１時間につき 700円（400円）		西和泉体育館	貸切使用	－	１区分（２時間15分）につき 1,400円（700円）	
狛江市民グランド		－	１時間につき 1,200円（400円）		元和泉市民テ		－	１面１時間につき	
西和泉グランド		－	１時間につき 1,200円（400円）						
狛江市多摩川		－	無料						

改　正　後			
緑地公園グランド			
元和泉スリーオンスリーコート	個人使用	－	無料
狛江市民プール		－	１人２時間まで200円（100円）。ただし、２時間を超える場合は、１時間につき100円（50円）。付帯設備（コインロッカー）を含む。
元和泉市民運動ひろば	貸切使用個人使用	－	無料

改　正　前			
ニスコート 東野川市民テニスコート			700円（400円）
狛江市民グランド		－	１時間につき 1,200円（400円）
西和泉グランド		－	１時間につき 1,200円（400円）
狛江市多摩川緑地公園グランド		－	無料
元和泉スリーオンスリーコート	個人使用	－	無料
狛江市民プール		－	１人２時間まで200円（100円）。ただし、２時間を超える場合は、１時間につき100円（50円）。付帯設備（コインロッカー）を含む。
元和泉市民運動ひろば	貸切	－	無料

改　正　後	改　正　前
	使用個人使用

付　則

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

2　この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

（仮称）西和泉スポーツ施設建設に伴う所要の改正を行うため。

議案第 47 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（建築物の用途の制限） **第３条**　建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５、別表第６、別表第７及び別表第８建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。	（建築物の用途の制限） **第３条**　建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５、別表第６及び別表第７建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。
（建築物の容積率の最高限度） **第４条**　建築物の容積率（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）は、計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３及び別表第８建築物の容積率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。ただし、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「暫定容積率」という。）及び区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「目標容積率」という。）が定められている	（建築物の容積率の最高限度） **第４条**　建築物の容積率（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）は、計画地区の区分に応じて別表第２及び別表第３建築物の容積率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。ただし、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「暫定容積率」という。）及び区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「目標容積率」という。）が定められている場合につい

改　正　後	改　正　前
場合については、法第68条の４の規定により認定されたもの以外は暫定容積率を適用する。	ては、法第68条の４の規定により認定されたもの以外は暫定容積率を適用する。
２　（略）	２　（略）
（建築物の建蔽率の最高限度）	（建築物の建蔽率の最高限度）
第５条　建築物の建蔽率は、計画地区の区分に応じて別表第３及び別表第８建築物の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。	**第５条**　建築物の建蔽率は、計画地区の区分に応じて別表第３建築物の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。
（建築物の敷地面積の最低限度）	（建築物の敷地面積の最低限度）
第６条　建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５、別表第６、別表第７及び別表第８建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。	**第６条**　建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５、別表第６及び別表第７建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（壁面の位置の制限）	（壁面の位置の制限）
第７条　建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第６、別表第７及び別表第８壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。	**第７条**　建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第６及び別表第７壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。
（建築物の高さの最高限度）	（建築物の高さの最高限度）
第８条　建築物の高さは、地盤面（法第52条第４項で規定する地盤面と同じ。）から計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５、別表第６及び別表第８建築物等の高	**第８条**　建築物の高さは、地盤面（法第52条第４項で規定する地盤面と同じ。）から計画地区の区分に応じて別表第２、別表第３、別表第４、別表第５及び別表第６建築物等の高さの最高限

改　正　後

さの最高限度の項に掲げる数値を超えてはならない。ただし、暫定容積率及び目標容積率が定めてあり、かつ法第68条の４の規定により認定され、目標容積率を適用されることとなった場合は、この限りでない。

２　（略）

別表第１（第２条関係）

番号	名称	区域
（略）		
6	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	調布都市計画神代団地地区地区整備計画区域	調布都市計画神代団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第８（第３条－第８条関係）

調布都市計画神代団地地区地区整備計画区域

計画地区の区分	住宅再生地区	住宅再生促進地区	公共公益地区
建築物の用	建築してはならない建築物		

改　正　前

度の項に掲げる数値を超えてはならない。ただし、暫定容積率及び目標容積率が定めてあり、かつ法第68条の４の規定により認定され、目標容積率を適用されることとなった場合は、この限りでない。

２　（略）

別表第１（第２条関係）

番号	名称	区域
（略）		
6	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

改　正　後				改　正　前
途の制限	1　一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。） 2　長屋、寄宿舎又は下宿 3　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4　自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）			
建築物の容積率の最高限度	10分の15	10分の９	－	
建築物の建蔽率の最高限度	10分の５	10分の３	－	
建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル（法第86条第１項又は第２項の規定による認定に係る公告対象区域については、これを一の敷地とみなして適用する。）		－	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1　神代団地 地区地区計	－		

改　正　後			改　正　前
	画図３（以下「神代団地計画図３」という。）に表示する１号壁面の位置は、調布都市計画道路３・４・９号線及び調布都市計画道路３・４・10号線の道路境界線から３メートル以上 ２　神代団地計画図３に表示する２号壁面の位置は、道路境界線から２メートル以上 ３　神代団地		

改　正　後			改　正　前
	計画図３に表示する３号壁面の位置は、隣地境界線から４メートル以上		
建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から本地区整備計画区域の境界線（当該境界線に沿って道路がある場合は、当該道路の反対側の境界線）の真北方向の水平距離の0.6倍に５メートルを加えたものと25メートルとのいずれか低い高さ以下とする。	－	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

調布都市計画神代団地地区地区整備計画の決定に伴う所要の改正を行うため。

議案第 48 号

狛江市文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

狛江市文化財保護条例の一部を改正する条例

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第20号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（収蔵庫の設置等）
第25条　文化財の適切な保存管理を図ることを目的として、狛江市文化財収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）を設置する。
２　収蔵庫の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>狛江市文化財収蔵庫</td><td>狛江市西野川四丁目８番５号</td></tr></table>３　収蔵庫においては、次に掲げる業務を行う。
（１）　文化財の収蔵に関すること。
（２）　文化財の調査研究に関すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（文化財保護審議会の設置）
第26条　（略）</td><td>（文化財保護審議会の設置）
第25条　（略）</td></tr>
</table>

改　正　後	改　正　前
（所掌事務） 第27条　（略）	（所掌事務） 第26条　（略）
（審議会への諮問） 第28条　（略）	（審議会への諮問） 第27条　（略）
（審議会の承認） 第29条　（略）	（審議会の承認） 第28条　（略）
（組織） 第30条　（略） ２　（略）	（組織） 第29条　（略） ２　（略）
（委員の選任） 第31条　（略）	（委員の選任） 第30条　（略）
（委任） 第32条　（略）	（委任） 第31条　（略）

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、文化財収蔵庫の設置等に関して必要な事項を定めることに伴う所要の改正を行うため。

議案第 49 号

狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

1	契約の目的	狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入
2	納入場所	初期設定等実施事業者決定後に同事業者が指定する場所
3	契約金額	金　71,438,400円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　6,494,400円）
4	契約の方法	指名競争入札
5	契約の相手方	東京都江東区東陽二丁目３番25号 株式会社内田洋行　営業支援統括グループ 取締役常務執行役員　営業支援統括グループ統括　小柳　諭司

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第３号）第３条の規定により、議会の議決を求めるため。

議案第 50 号

道路の路線変更について

道路の路線変更につき、下記道路調書のとおり議会の議決を求める。

記

道路調書

	路線番号	起点	終点	幅員（m）	延長（m）	面積（㎡）
変更前	市道 第489号線	猪方三丁目 418-３番地先	猪方三丁目 442番地先	1.22～4.00	119.80	413.83
変更後	市道 第489号線	猪方三丁目 418-３番地先	猪方三丁目 442番地先　無番	4.00～4.50	119.42	493.08

令和８年11月26日

提出者　　狛江市長　松原　俊雄

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第２項及び第３項の規定により、議会の議決を求めるため。